

粟島海域レジジャー事業に関する海面利用協定書

粟島浦漁業協同組合を甲とし、粟島浦村を乙として、粟島海域レジジャー事業に関する海面利用協定書（以下「本協定」という）を締結する。

（目的）

第 1 条 本協定は甲が有する共同漁業権漁場の海面利用に関し、甲組合員が行う漁業と乙及び甲が協定を結んだ事業者（以下「事業者という」）、事業者ではない個人（以下「個人」という）が行う海域レジジャー事業の適正な管理を目的とする。

（定義）

第 2 条 村内で海域レジジャーに関しての事業を行う際は、事前に甲と協定を結ばなければならない。個人は利用の際、甲に対して事前の届出を行わなければならない。協定を結ばない限り、甲は事業者の海面利用を認めない。また乙は事業者に対して、情報提供を行わない。

（区域）

第 3 条 甲は漁業権漁場内の海域に、海域レジジャー区域を別紙のとおり認定する

（利用範囲）

第 4 条 甲は本協定第 3 条における別紙海域レジジャー区域の範囲内において事業者がこの海面利用協定書に基づき海域レジジャー事業を実施することを承諾する。

（海域レジジャーの種類）

第 5 条 本協定に関する海域レジジャーの種類は以下のものとする。

1. プレジャーボート・モーターボート・ジェットスキーなどの動力を有する船舶
2. カヌー・パドルボードなどの無動力船舶
3. その他甲が海域レジジャーと認めるもの

（海面利用の告知について）

第 6 条 甲は事業者と個人に対して、海面利用に関する告知を行う。乙は甲と協力し、適切な管理を行う。

第 7 条 本協定の解釈に疑問が生じた時、又は定めない事項については、甲、乙の協議の上その解決にあたる。

第 8 条 甲及び乙は、信義を重んじ誠実に本協定を履行しなければならない。

第 9 条 本協定の締結を証するため、本証 2 通を作成し、甲・乙それぞれ署名捺印し、各自 1 通を保有する。

第 10 条 本協定書に変更が生じた時は、甲と乙との協議の上変更することができる。

平成 28 年 8 月 19 日

(甲) 新潟県岩船郡粟島浦村
粟島浦漁業協同組合
代表理事組合長 脇川 登

(乙) 新潟県岩船郡粟島浦村字日ノ見山 1513-11
粟島浦村長 本保 建男